

中華人民共和国産及び台湾産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯・
冷延鋼板に対する暫定的な不当廉売関税の課税

令和8年6月23日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

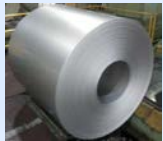
調査の概要

- 関税定率法第8条第5項に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」。）及び台湾※産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に関し、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、令和7年7月22日から調査を実施。

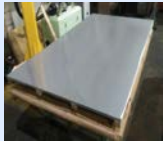
【調査対象貨物】

- 名称：ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板
- 品目番号：7219.31号～35号、90号並びに7220.20号及び90号のうち、22品目（WTO税率・RCEP：無税）
- 特徴：鉄にクロム（10.5%以上）及びニッケル（0.6%超）を含有する合金鋼
- 主な用途：建築、家電・精密機器、厨房・家庭用機器、輸送機器等

【外観】



冷延鋼帯



冷延鋼板

【用途例】



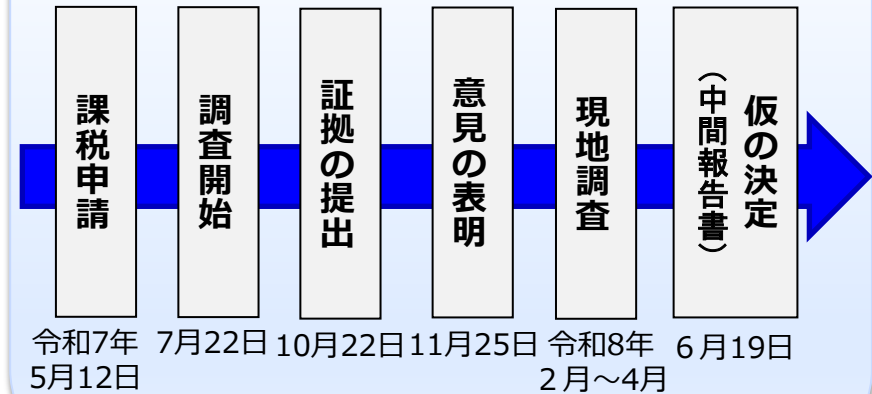
洋食器



鉄道車両

（出典 外観：申請者提供資料、用途例：ステンレス協会）

【これまでの経緯】



【調査対象期間】

- 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：令和6年1月1日～令和6年12月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：令和4年1月1日～令和6年12月31日

※台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域をいう。以下同じ。

暫定的な不当廉売関税の課税要件（関税定率法第8条第9項）

- ① 不当廉売がされた貨物の輸入の事実が推定されること。
- ② 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定されること。
- ③ 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

これまでの証拠等の提出状況

- 調査当局が知り得た利害関係者等に対し質問状等を送付し、その回答や証拠の提出、意見の表明等を求めたところ、これまでの提出状況は以下のとおり。

【表 1】 利害関係者等からの提出状況

利害関係者等の区分	対象者	利害関係者等からの提出		
		質問状等*1回答	証拠の提出*2	意見の表明*3
①中国供給者	66者	9者	1者	0者
⑥(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)		11者	1者	0者
②台湾供給者	20者	11者	0者	2者
③輸入者	23者	11者	1者	3者
④本邦生産者	16者	9者	4者	4者
⑤産業上の使用者	38者	27者	—	0者

*1 不当廉売関税等に関する政令第10条第3項（①～④）、第13条第2項（⑤）、第10条の3第2項（⑥）

*2 不当廉売関税等に関する政令第10条第1項（①～④のみ）、第10条の3第1項（⑥）

*3 不当廉売関税等に関する政令第12条の2第1項（①～⑤共通）

標本抽出（サンプリング）の実施

- 知り得た海外供給者の数が20を超える場合等には、合理的に調査できる範囲を超えるものとして、標本抽出（サンプリング）の実施が可能（アンチダンピング協定6.10条及び不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン11.）
- サンプルとして中国供給者2者及び台湾供給者2者を選定(本邦向け輸出量を基に選定)。当該4者に係る不当廉売差額率については個別に決定することとし、また、その他の供給者に係る不当廉売差額率については、当該4者の不当廉売差額率を基に決定することとして、4者の回答の精査及び現地調査を実施。

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率 (\%)} = \left(\frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$$

- 中国の輸出価格並びに台湾の正常価格及び輸出価格
サンプリングした4者(注1)の質問状回答のうち調査当局が検証できたもの及び入手できた証拠により算出(注2)。
- 中国の正常価格
供給者から市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったことから、中国の価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報を用いて算出。

(注1) Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.(以下「Shanxi Taigang」)、POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd. (以下「PZSS」)、Yieh United Steel Corporation(以下「YUSCO」)及びWalsin Lihwa Corporation (以下「Walsin」)

(注2) ファクツ・アヴェイラブル（F A）

利害関係者が妥当な期間内に必要な情報を提供しない等の場合に、調査当局が知ることができた事実に基づいて各種決定を行うこと。WTO協定上認められた手法。

中間結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売がされた貨物の輸入の事実が推定された。
- 算出された不当廉売差額率は表2のとおり。

【表2】 不当廉売差額率

国（地域）・海外供給者名		不当廉売差額率
中国	・Shanxi Taigang ・サンプリング調査非対象者	33.29%
	・PZSS ・その他の調査非協力者	45.32%
台湾	・YUSCO ・サンプリング調査非対象者	3.86%
	・Walsin ・その他の調査非協力者	20.71%

実質的な損害等の事実

検討

- 不当廉売がされた貨物の輸入

⇒ 中国及び台湾産品の輸入量(B)は増加し、本邦における市場占拠率(D)を拡大させた。また、本邦産の同種の貨物（本邦産品）を常に下回る価格で輸入され、販売された(H)。

- 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、需要量(A)・販売量(C)・売上高(I)が減少するとともに、取引先から販売価格の値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇分(F)を十分に価格に転嫁することができず（E）、営業利益(J)は大きく減少した。

- 因果関係

⇒ 中国及び台湾以外の国・地域からの貨物による本邦産品の価格や販売量への影響は認められず、中国及び台湾からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が推定された。

【表3】 本邦産業の状況

	① 令和4年	② 令和5年	③ 令和6年	(参考) ①と③の差
本邦需要量(A)	100	80	88	▲12
中国・台湾産品の輸入量(B)	100	85	116	+16
本邦産品の販売量(C)	100	77	80	▲20
中国・台湾産品の市場占拠率(D)	100	107	132	+32
本邦産品の価格(E)	100	112	103	+3
本邦産品の製造原価(F)	100	113	105	+5
中国・台湾産品の価格(G)	100	100	90	▲10
価格比 (%) (H) *	70~90	60~80	60~80	
本邦産品の売上高(I)	100	86	82	▲18
本邦産業の営業利益(J)	100	63	40	▲60

凡例：表中、令和4年の数値を100とする指数を記入((H)を除く)

(H)は、非開示データのため、数値のレンジを表記

* 価格比 (%) (H)

= (中国・台湾産品の価格(G) / 本邦産品の価格(E)) × 100

中間結果

- 不当廉売がされた貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定された。

暫定措置の発動

本邦産業保護の必要性

- 今後さらなる調査を行う期間中に生じ得る損害の拡大を防止し本邦産業を保護するために、暫定措置を発動する必要性が認められる。

暫定措置の発動

- 調査によって明らかになった不当廉売差額率に基づき、表4のとおり暫定的な不当廉売関税を課することが適当（暫定措置の期間は、WTO協定及び法令で認められた期間内である4か月）。

【表4】不当廉売関税率（暫定措置）

国（地域）・海外供給者名		暫定的な不当廉売関税率
中国	・Shanxi Taigang ・サンプリング調査非対象者	27.7%
	・PZSS ・その他の供給者	42.1%
台湾	・YUSCO ・サンプリング調査非対象者	3.6%
	・Walsin ・その他の供給者	20.1%

(注) 不当廉売関税率 = (不当廉売差額 / 本邦輸入価格) × 100

(参考) 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

